



# 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)

児童を養育している保護者が、疾病等の事由によって家庭での養育が一時的に困難になった時、当施設において児童を一時的に養育します。

## 那覇市に住所を有する方

対象：2歳以上～12歳（12歳に達する日以降の3/31まで）

- 保護者が
- ① 疾病、出産、けが等により入院、加療、療養を要する場合
  - ② 親族の疾病等により、その看護または介護にあたる場合
  - ③ 事故、災害等にあった場合
  - ④ 冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる場合
  - ⑤ 仕事で出張する場合
  - ⑥ その他市長が特に必要と認めた場合



## 利用料金

生活保護世帯	無 料
市民税非課税母子世帯	無 料
市民税非課税世帯（1人あたり）	1,000 円
その他の世帯（1人あたり）	2,750 円

★ご希望があれば、学校・保育園への送迎いたします。



## 利用までの流れ

- ① 利用を希望する3日前までに申込書により申込みます。
- ② 「利用承諾通知書」を発行します。
- ③ 当施設にて、利用児童の面接の上利用が可能となります。

## 提出書類

- ① 住民票謄本
- ② 課税証明書
- ③ 生活保護証明書（生活保護の場合）
- ④ 各理由による証明書  
入院治療計画書、出張証明書等
- ⑤ 子の健康保険証のコピー

## 持ち物

- ① 着替え
- ② 保育園、幼稚園、学校への持ち物
- ③ お気に入りのおもちゃ、DVD等

問い合わせ先

はるはうす（母子生活支援センターさくら内）

ははおや

TEL:098-886-8808

那覇市首里鳥堀町4丁目 99

